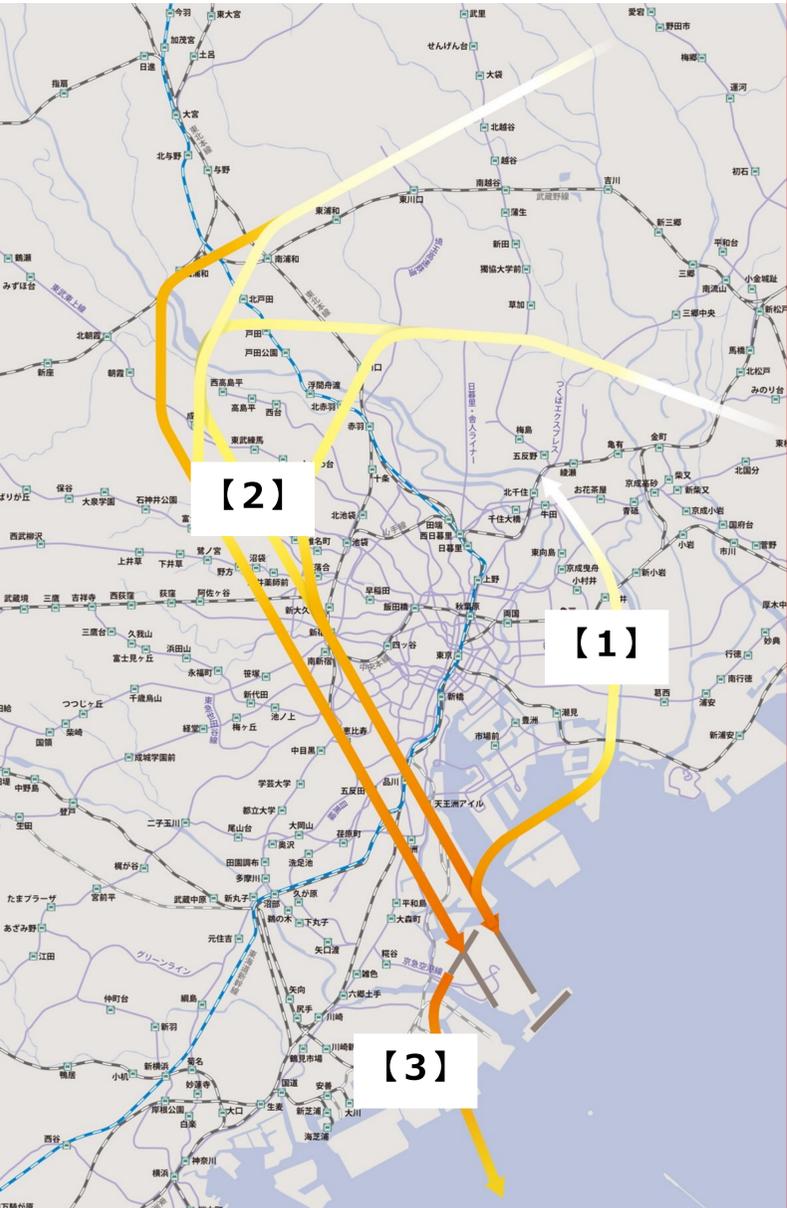


新飛行経路運用開始に向け、実機飛行による確認を行います。

実機飛行確認 (※) について

- ▶ 北風時・南風時の新飛行経路を、実際の航空機により、以下のとおり飛行確認を行います。

※ これまでお示ししていた「試験飛行」については、航空法における試験飛行（耐空証明を有しない航空機の飛行）との混同を避ける観点から、表現を「実機飛行確認（実機飛行による確認）」に変更することといたしました。
 ※ 実機飛行確認においては、管制官が新飛行経路の運用の手順等を確認するほか、新たに設置した騒音測定局の機器の調整を行うこととしております。



【実機飛行確認の実施】

2020年1月30日～3月11日の期間内に、北風・南風それぞれ以下のとおり実施。
 （詳細は下段線表確認）

①北風運用時の実機飛行確認（7日間程度）

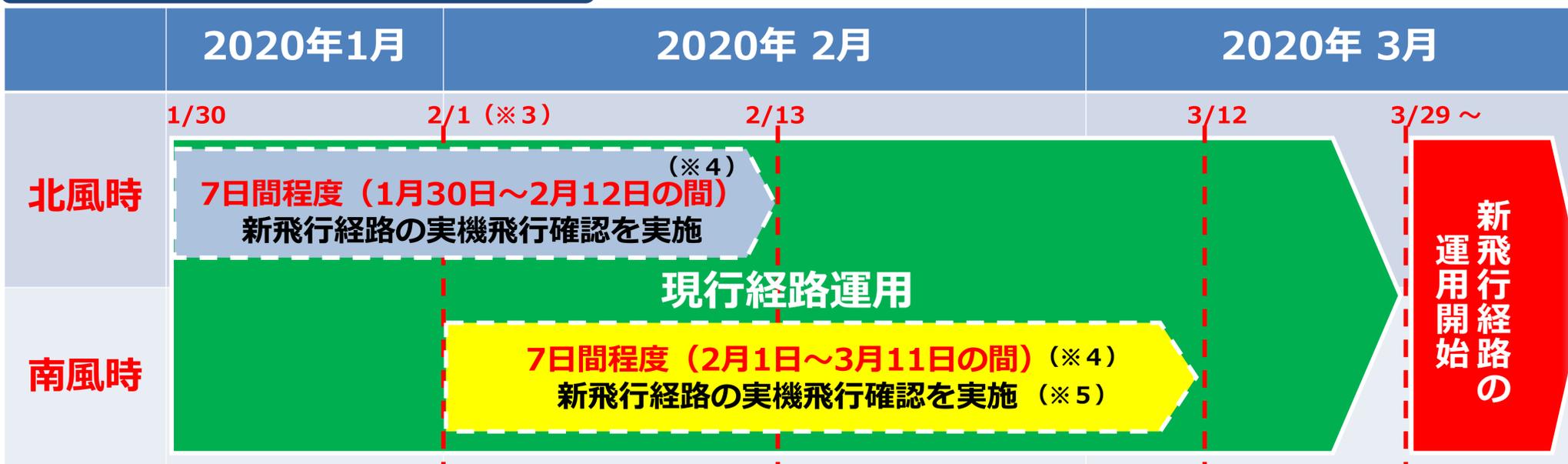
- 【1】北風 新飛行経路（出発）・・・ 7時～11時半
15～19時 (※1)
- ・ 1時間あたり 22回程度 (※2)

②南風運用時の実機飛行確認（7日間程度）

- 【2】南風 新飛行経路（到着）・・・ 15～19時 (※1)
- ・ A滑走路到着 1時間あたり 14回程度 (※2)
- ・ C滑走路到着 1時間あたり 30回程度 (※2)
- 【3】南風 新飛行経路（出発）・・・ 15～19時 (※1)
- ・ 1時間あたり 20回以内 (※2)

(※1) 15～19時は、経路の切り替え時間帯を含むため、実質3時間程度の運用
 (※2) 現行の発着回数80回/時の範囲内で飛行

実機飛行確認の実施期間



- (※3) 南風時の新飛行経路による着陸に必要な設備工事を、1月30～31日に実施（予定）するため、2月1日以降からの開始となります。
- (※4) 天候等により、必要な予定日数の実施できなかった場合でも、実機飛行確認の期間を延長することはありません。
- (※5) 期間中、南風悪天時の新飛行経路（ILS）の実機飛行確認も行うこととしており、実施状況により好天時でも行う場合があります。